



令和2年2月27日

【照会先】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課
課長 河野 治子

雇用環境改善・均等推進指導官 奥町 由美子

(電話) 045(211)7357

報道関係者 各位

働き方改革推進に尽力した「中栄信用金庫」に感謝状を贈呈します

～労働局長感謝状贈呈式を3月10日（火）に開催します～ **【贈呈式中止】**

神奈川労働局（局長 荻原 俊輔）は、神奈川労働局と「働き方改革に係る包括連携協定」を締結している金融機関のうち、神奈川労働局と連携し県内企業に対する働き方改革を積極的に推進した中栄信用金庫（理事長 石田 進）に、感謝状を贈呈するため、3月10日（火）に贈呈式を開催します。

「働き方改革に係る包括連携協定」を締結している金融機関への神奈川労働局長からの感謝状の贈呈は、今回で2回目です*。

当日の取材を希望される方は、下記担当者へ事前にご連絡をお願いします。

■感謝状贈呈式

日時：令和2年3月10日（火）11：00～（20分程度）

内容：感謝状贈呈

終了後に写真撮影、荻原労働局長と石田理事長との懇談を行います。

場所：神奈川労働局 局長室（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階）

取材に関する注意事項：

取材のご希望は 神奈川労働局雇用環境・均等部企画課 担当：奥町
（TEL 045-211-7357）までご連絡ください。

当日は、合同庁舎の低層階エレベータより、8階へお越しくください。

懇談も取材可能です。

※ 前回対象…株式会社横浜銀行、株式会社神奈川銀行、横浜信用金庫

添付資料 <資料1> 中栄信用金庫の企業への働き方改革推進の取組概要

<資料2> 「働き方改革に係る包括連携協定」について

中栄信用金庫の企業への働き方改革推進の取組概要

○ 中栄信用金庫 理事長 石田 進

包括連携協定締結日：平成30年1月17日

(協定は神奈川県信用金庫協会と締結)

- ①神奈川働き方改革推進支援センターなどとの共催により「働き方改革セミナー」、「個別相談会」を実施。セミナーには定員30名のところ、34社42名の事業者が参加。さらに個別相談を行った会社があった他、神奈川働き方改革推進支援センターの専門家派遣を活用し、経営支援につながった。
- ②四半期に一度行っている景気動向調査内で、働き方改革についての特別アンケートを346社に実施し、取引先の働き方改革に係る課題を把握した。
- ③顧客企業へ課題をヒアリングし、社会保険労務士につないだところ、複数の雇用関係助成金が活用された。

※ 神奈川働き方改革推進支援センターとは

神奈川労働局の委託事業として、働き方改革の推進に向けて、中小・小規模事業者等を中心に、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援するため、電話等による個別相談、企業訪問による相談支援、出張相談会、事業主向けセミナー等を行っています。平成30年度より神奈川県中小企業団体中央会が受託しています。

「働き方改革に係る包括連携協定」について

1. 背景

働き方改革は労働の質を高めることを通じて労働生産性の向上に寄与する一方、持続的な働き方改革を進めるためにも労働生産性の向上が必要であることから、働き方改革と労働生産性の向上は車の両輪のように進めていくことが肝要である。

これまで労働行政では、企業の労働生産性向上を促進するための取組みについてはあまり取り上げてこなかったが、地場産業に対する知見・情報を有する地域金融機関との連携を図ることにより、労働関係助成金を始めとする労働施策を効果的に活用することができれば地域企業の労働生産性向上を加速化し、働き方改革の円滑化に寄与することが期待できると考え、平成29年度に株式会社横浜銀行、株式会社神奈川銀行、神奈川県信用金庫協会（横浜信用金庫、かながわ信用金庫、湘南信用金庫、川崎信用金庫、平塚信用金庫、さがみ信用金庫、中栄信用金庫、中南信用金庫）、城南信用金庫と包括連携協定を締結した。

さらに、平成30年度は労務管理の専門家である社会保険労務士に働き方改革に関する情報を提供することにより、働き方改革の導入が難しい中小・小規模事業者に対する取組支援ができると考え、神奈川県社会保険労務士会と包括連携協定を締結した。

2. 目的

神奈川労働局と地域金融機関、神奈川県社会保険労務士会がパートナーとして、対話を通じて密接に連携することにより、神奈川県内の労働者の働き方改革及び地域振興等を推進すること。

3. 連携事項

- (1) 労働生産性の向上に関すること。
- (2) 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- (3) 多様な働き方に関すること。
- (4) 雇用の促進及び安定に関すること。
- (5) 人材育成に関すること。
- (6) 神奈川労働局の施策のPRに関すること。
- (7) その他、両者連携の目的に沿うこと。

4. 期待される効果

神奈川労働局は、地域金融機関の経営サポート機能や取引先企業とのネットワークを活用することにより、また神奈川県社会保険労務士会に働き方改革に関する情報を提供することにより、中小・小規模事業者に必要な各種支援策や労働関係施策を提供することができる。

地域金融機関・神奈川県社会保険労務士会は、取引先・顧客企業からの経営や労務に関する相談について、神奈川労働局との連携により、企業価値向上につながるアドバイスの提供など取引先企業のニーズに応えることができる。

こうした取組を通じ、神奈川県内の働き方改革及び地域振興の推進を図ることができる。